残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の一部を次のように改正する。

附属書Ａ第一部の表ペキサブロモビフェニルの項の次に次の項を加える。

ペキサブロモシクロドデカン	製造	登録簿に掲げる締約国について、第七部の規定に従うものとする。）（ただし、第七部の規定に従うものとすることのできるものの出建物と法発泡おいて使用するビーズ法発泡ポリスチレン及び押出法発泡ポリスチレンの製造及び使用について適用除外を登録した締約国は、ペキサブロモシクロドデカンを含有するビーズ法発泡ポリスチレン及び押出法発泡ポリスチレンがそのライフサイクルにおいてラベル等による表示その他の方法により容易に特定されることを確保するために必要な措置をとる。）
	使用	

附属書Ａ第三部(b)の次に次の(c)を加える。

(c)　「ペキサブロモシクロドデカン」とは、ペキサブロモシクロドデカン（ＣＡＳ番号三一五六三七―九九―四）並びに一・二・五・六・九・十―ペキサブロモシクロドデカン（ＣＡＳ番号三一九四―五五―六）及びその主たるジアステレオマー（アルファ―ペキサブロモシクロドデカン（ＣＡＳ番号一三四一三七―五一―七）及びガンマ―ペキサブロモシクロドデカン（ＣＡＳ番号一三四一三七―五二―八））をいう。

附属書Ａ第六部の次に次の一部を加える。

第七部　ペキサブロモシクロドデカン

第四条の規定に従い建物において使用するビーズ法発泡ポリスチレン及び押出法発泡ポリスチレンの製造及び使用について適用除外を登録した締約国は、ペキサブロモシクロドデカンを含有するビーズ法発泡ポリスチレン及び押出法発泡ポリスチレンがそのライフサイクルにおいてラベル等による表示その他の方法により容易に特定されることを確保するために必要な措置をとる。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３５６号

埼玉県富士見市上沢１丁目24番12号　コンフォール105、前住所埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目19番６―702号

債務者　大平　竹次

1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３５７号

埼玉県富士見市上沢１丁目24番12号　コンフォール105、前住所埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目19番６―702号

債務者　大平　鈴子

1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７７号

徳島県徳島市名東町３丁目408番地の３

債務者　山上　孝徳

1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大道　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５５０号

大阪府吹田市江坂町１丁目12番55―904号、前住所大阪府吹田市千里山西２丁目６番２号

債務者　西口　正子

1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　将晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０１号

埼玉県ふじみ野市福岡新田４番地１　介護老人保健施設さくらの里、住民票上の住所埼玉県川越市大字今福830番地１　シエール115号室

債務者　山崎　和彦

1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月３日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１５０９号

札幌市中央区北１条西22丁目３番３―804号

債務者　飯沼　利明

1　決定年月日時　平成26年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　友洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月21日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４３号

埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目28番５号　濱田方

債務者　濱田　惠子

1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿引　剛一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４８７号

大阪市平野区西脇１丁目２番22号　ティーエスコート306

債務者　小谷操こと　金　花玉

1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５８６号

大阪府豊中市浜１丁目24―16日の出マンション310、住民票上の住所大阪府豊中市豊南町南１丁目13番12号

債務者　岩﨑　愛（旧姓國永）

1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４９０号

札幌市白石区栄通13丁目１番23―207号

債務者　中川　隆

1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　考一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５７８号

大阪府寝屋川市三井が丘５丁目７番108―104号

債務者　森田組こと　森田　満

1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　心平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８号

奈良県五條市今井３丁目７番18号和光ハイツ21号

債務者　川西　正己

1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立石　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
奈良地方裁判所五條支部